

# 賦課金の納入について

毎年9月に通知している賦課金については、組合員の皆様のご理解により大部分が納期までに納入されておりますが、納入が滞っておられる方は、速やかに納入されますようお願い申し上げます。  
なお、賦課金の納入忘れを防ぐため、口座振替もご利用いただけます。

## 口座振替が便利ですので、ぜひお申し込みください。

取扱い金融機関及び申請用紙については、最寄りの支所へお問い合わせください。

## 郵便局の払込取扱票にて納入されている組合員様へ

令和3年度より払込手数料が**納入者負担へ変更**になりますのでお知らせいたします。  
この機会に、手数料の掛からない口座振替への切り替えもご検討ください！

## 管理委員会中部支部の賦課金について

令和3年度より、管理委員会中部支部と両総土地改良区の賦課金通知書がまとめて1枚で発行されます。納付時期も9月に変更となりますので併せてお知らせいたします。

## 賦課金納入に伴う「組合長協力費」及び「完納奨励金」の取扱いについて

令和3年度より「組合長協力費」及び「完納奨励金」の算定方法が変更になります。

### 組合長協力費

○単価(400円)による支払い  
(口座振替納入組合員は、400円加算)

協力組合員数に対し

- ・口座振替組合員数 × 800円
- ・現金納入組合員数 × 400円

※口座振替組合員とは、賦課金納付書に口座振替と記載されている組合員

### 完納奨励金

○予算で定めた率(0.9%)による支払い

納期内完納の場合

賦課額 × 0.9%

※工区賦課・支部事業費賦課は除く

納期後30日以内の納入:

予算で定めた率(0.9%) × 50%

納期後31日以降の納入:なし

※「組合長協力費」は、口座振替を推進する観点から、3年間(令和3~5年度)の期間限定で口座振替納入組合員に400円/1名を加算させていただきますので、ぜひ口座振替をご活用いただくようお願いします。

# 忘れていませんか？各種届け出！！

**相続や売買等で組合員資格の変更があった時** ➡ 組合員資格得喪通知書を提出してください。

※売買等による農地の異動の場合、滞納賦課金がある農地を取得しますと、土地改良法第42条の規定により、農地を取得した組合員が滞納賦課金を納入しなければなりませんので、事前に確認をお願いします。

※組合員資格得喪通知書はホームページからダウンロードできます。(URL:<http://www.ryoso-lid.or.jp>)

**農地を農地以外に転用する時** ➡

農地転用等の通知書・地区除外申請書、開発行為等に伴う排水同意申請書を提出し、必要な決済を行ってください。

※農地転用には決済金が必要になります。この決済金は、受益農地を転用することにより、土地改良区全体の受益地が減少し、維持管理に必要な各組合員の賦課金が増加する負担にならないよう必要となるものです。

お問合せは、最寄りの  
みどり  
「水土里ネット両総」へ

香取支所	☎0478-54-3566 〒287-0005 香取市佐原ホ689	FAX0478-54-3904
山武支所	☎0479-82-8820 〒289-1746 横芝光町寺方515-1	FAX0479-82-8851
長生支所	☎0475-34-3113 〒299-4114 茂原市本納3041	FAX0475-34-3178